

平成16年4月13日

<4953 学校教育専攻 佐々木 朗>

## 教育実践研究レジュメ

### 1. 購読した論文 「教育を取り戻すために」

大内 裕和（松山大学助教授 教育社会学）

### 2. 論文の概要

平成14年度よりスタートした学習指導要領について、教科内容・時間数の削減が教育の「ゆとり」につながっていないと明言する。指導要領の改訂は、子どもたちのためではなく、あくまでも国の都合だと説く。国は、IT化社会に向けてのエリート要請のための教育改革をしようとし、学校の現場では、1学級あたりの教員の数が変わらず教師の負担が重いこと、大学入試制度の改革がなされておらず、受験指導が求められており、混乱が続いていることをあげている。その結果、教育制度の改革に伴い、益々の学校の序列化が進んでいることをあげている。

一方、テレビ、携帯電話、テレビゲーム、インターネットなど情報メディアが発達することに伴い、子どもたちへのあふれるばかりの情報が提供され、子どもの遊びが変化し、発達期の子どもにふさわしくない内容の情報も与えられることとなってしまった。

論文では、ポストマン、アーレントの例をひき、子どもの教育に対する大人の責任を説いている。そして、全く無防備に情報の荒波の中でさまよう子ども達の今の教育のあり方に警鐘を鳴らしている。

### 3. 現場の教育との関わり（私見）

情報化社会に対応した教育について

高度情報化社会を迎えたわが国であるが、子ども達が生きる21世紀の時代は、好む好まざるに関わらず、情報化社会が益々発展することが予想される。この情報化社会と教育に関して否定的な文献が多い印象を受けるが、私は情報教育を推進していくものとして、子ども達がそのような情報化社会の中で活躍する力をつけることができるよう学校教育の中においても積極的に情報活用能力を育てていくべきものと考えている。その中で一番大切なことは、ありあまる情報の中から、自分が求めているものは何なのかを見極め活用する力を育てると共に、影の部分についても十分理解していく、情報倫理を身につけさせることが急務だと考える。

学習指導要領は改悪か

学習指導要領が改訂され3年目を迎える。今回の改訂のポイントとして 授業時数の縮減と教育内容の厳選、個に応じた指導の充実、体験的・問題解決的な学習活動の重視、

総合的な学習の時間の創設、選択学習の幅の拡大があげられる。このうち、今回の指導要領で新設された「総合的な学習の時間」について述べる。この「総合的な学習の時間」の目標は 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。21 世紀はカオスの時代と言われ、どのような社会になるか予想が難しい時代を迎えることになる。そのような社会では、今までの知識をもとに、自分で考え、判断し、行動していくことが今以上に求められる。本校では、「藤城っ子祭り」と称して、子ども達が総合的な学習の時間で学んだこと（3，4年～今と昔の藤城、5年～米作り、6年～福祉に関わること）を、店を出すような形で発表した。児童は、たくさんのお客さん（1、2年、3～6年は交代で、父母、教職員）にきてもらえるように、ゲームを取り入れたり、お土産を用意したり、試食コーナーを設けたりと、お店に工夫をしました。放課後も準備に余念がない子ども達、お客さんに自分たちの調べたことを真剣に説明する子ども達、すべてが終わって満面の笑みを浮かべるのを見ると、確かな力がついたことを確信した。

私は、今学ぼうとする情報教育を推進しつつ、学習指導要領の示すとおり、子ども達に確かな力がつくよう、また、特色ある学校づくりにつとめていきたい。

#### 4．話し合いの柱

学習指導要領の改訂内容の是非について

情報社会と子どもの変化について

求められる子ども像、求められる親や地域の教育力について